

平成 28 年度
第 1 回志布志市総合教育会議

平成 28 年 6 月 1 日 午後 3 時
志布志市役所本庁 2 階 庁議室

< 会 次 第 >

1 開 会

2 市長あいさつ

3 協 議

1) 確かな学力の定着に向けた取組

- ・タブレット導入, ICT支援員配置について
- ・コミュニティ・スクールモデル校について
- ・小・中一貫教育の研究について

2) その他

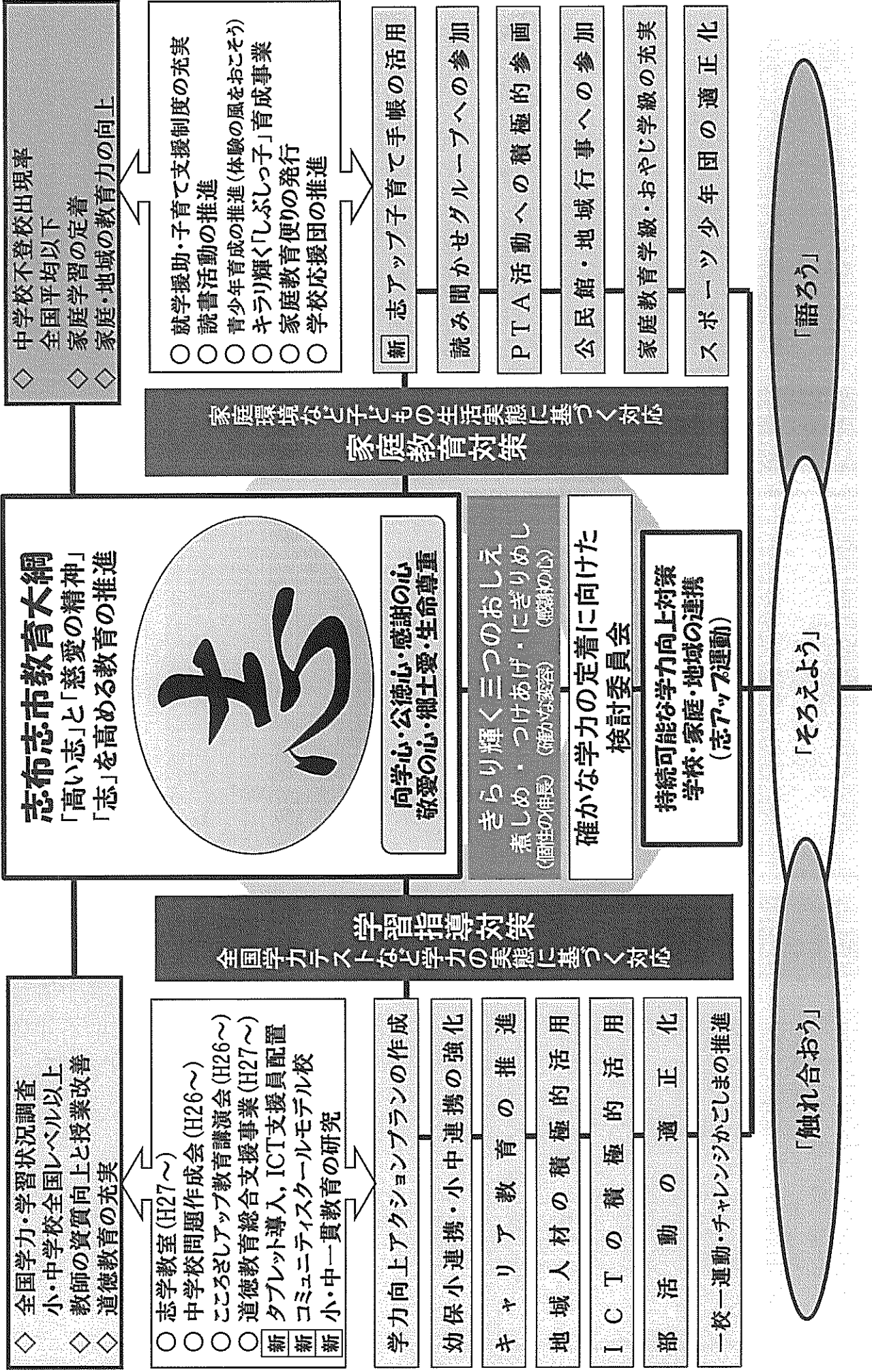
4 その他

5 閉 会

平成28年度 第1回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市長	本 田 修 一	
2	教育委員長	松 原 治 美	
3	教育委員	飯 野 直 子	
4	教育委員	樽 野 眞 一	
5	教育委員	島 津 陽 亮	
6	教育長	和 田 幸 一 郎	
7	副市長	外 山 文 弘	事務局
8	副市長	岡 野 正	
9	総務課長	武 石 裕 二	
10	総務課長補佐	岡 崎 康 治	
11	総務課人事厚生係長	黒 石 直 也	
12	教育総務課長	溝 口 猛	
13	教育総務課長補佐	鎌 下 秀 樹	
14	学校教育課長	福 田 裕 生	
15	学校教育課参事兼指導係長	福 留 健 之	
16	学校教育課参事	梶 原 淳	
17	生涯学習課長	樺 山 弘 昭	

平成28年度志布志市確かな学力向上第1ステージ (H28～H31) 全体構想図



確かな学力・豊かな人間性・健康・体力を身に付けた子どもの育成

確かな学力の定着に向けた取組

新規

1 タブレット導入・ICT支援員配置

(1) 課題と目的

全国学力・学習状況調査結果から、「国語の授業が好きですか。」の問いに否定的な回答が小学校で39.1%、中学校で34.0%、「算数（数学）の授業が好きですか。」の問いに否定的な回答が、小学校で31.0%、中学校で50.0%であり、学習意欲を高める工夫が必要である。情報化社会を生きていく上で必要な情報活用能力も高める必要があり、本事業を導入した。

(2) 内容

- ア 平成28年度が導入初年度となることから、全学校で研修する体制にする。
- イ タブレット推進教師を各学校1人選出し、市の研修会を開催する。
- ウ モデル校グループの完全複式3校には、教員用3台及び全児童分導入する。
(その他のモデル校グループは、教員用3台程度及び最大学級人数分を導入する。)
- エ 教職員活用グループは、授業での活用及び校務の情報化、職員研修の観点から、2～3台程度導入する。

【グループ】

モデル校グループ	○潤ヶ野小	○田之浦小	○森山小	○泰野小
	○安楽小	○伊崎田小	○志布志中	
教職員活用グループ	○松山小	○尾野見小	○志布志小	○香月小
	○蓬原小	○野神小	○有明小	○通山小
	○原田小	○山重小	○松山中	○有明中
	○宇都中	○伊崎田中		

- オ ICT支援員を配置し、タブレットの使い方の指導、機器のトラブルへの対応を行う。
(教育委員会、ICT支援員用として3台導入する。)

(3) 期待される効果と今後の展望

タブレットの導入により、児童生徒の興味・関心・意欲を高めることができると期待している。また、児童生徒はもとより、教職員もICT活用能力を高め、授業改善が図られ、学力向上につながると考える。さらに、タブレットによる校務の負担軽減を図り、教育の質の向上が図られることが期待できる。

今後、2年間でタブレット使用と児童生徒及び教師用パソコン使用の併用期間とし、平成30年の市内全小中学校児童生徒用パソコンの総入れ替えに伴い、タブレット（キーボード着脱式）に1本化していく。

平成28年度タブレット導入に関するスケジュール

志布志市教育委員会学校教育課

○ モデル校グループ(潤ヶ野小、田之浦小、森山小、伊崎田小、志布志中)

※ 完全複式3校には全児童分+教職員用3台、その他4校は最大学級人数分+教職員用2台

○ 教職員活用グループ(モデル校グループ以外の10小学校、4中学校)

※ 志布志小、香月小は教職員用3台、その他12校は教職員用2台

時期	4月	5月	6月	7月
上旬	・ 台数最終確認	・ 指名通知	・ 書画カメラ配置予定	・ 指導主事先進地研修視察
中旬	・ 物品及び設定最終決定	・ 入札	・ 第1回情報教育担当者研修会 (HP, 書画カメラ, タブレット等に関して)	・ 学校設定及び設置
下旬	・ 仕様書作成	・ 機器発注(通常納期1カ月) ※ 熊本地震の影響で納期が遅れる可能性あり。	・ 業者による社内設定	(無線LAN工事)
ICT支援員		ICT支援員配置(上旬) ☆ ICT支援員増員手続き開始 HP作成、書画カメラ、タブレットに関する研修、全学校訪問ICT支援(授業、職員研修、校務など)		
時期	8月	9月	10月	11月
上旬	(無線LAN工事)	・ タブレット活用開始		
中旬	(無線LAN工事)	※ モデル校グループ、教職員活用グループ一斉に活用開始予定であるが、納期により若干遅れる可能性あり。		・ 第1回学校アンケート実施
下旬	・ 納期予定	ICT支援員1人増員		
ICT支援員		HP作成支援、職員研修等	全学校訪問ICT支援(授業、職員研修、校務など ※モデル校を中心に)、第1回アンケート準備と集計及び分析	
時期	12月	1月	2月	3月
上旬	・ 第2回情報教育担当者研修会 (主にタブレットに関して)			・ 第2回学校アンケート実施
中旬				
下旬				
ICT支援員			アンケート結果及び研修会での課題解決に向けた、全学校訪問ICT支援(授業、職員研修、校務など ※モデル校を中心に)、第2回アンケート準備と集計及び分析	

確かな学力の定着に向けた取組

新規

1 コミュニティ・スクールモデル校

(1) 課題と目的

学力向上においては、学校・家庭・地域の連携が不可欠である。現在、全ての学校において学校評議員会、学校評価委員会等で、学校の取組を評価していただいている。しかし、いじめ、少子化、家庭環境の変化、規範意識の低下など、子どもや学校の抱える課題は数多く、学校だけでは解決できない課題もある。

そこで、コミュニティ・スクールを導入することで、これまで以上に家庭や地域の声を取り上げ、学校経営にも参画していただき、様々な課題を社会総掛りで解決しながらよりよい教育を実現していくことを目的とする。

(2) 内容

【平成27年度】

ア 教育委員会で、コミュニティ・スクール実施への整備を行う。

- ・ 学校管理規則の附則の改訂，学校運営協議会の設置規則の作成
- ・ コミュニティ・スクールモデル校を指定する。

平成28年度のモデル校：志布志中学校，伊崎田小学校，原田小学校

- ・ 管理職研修会で、コミュニティ・スクールの趣旨について説明する。

イ モデル校において、学校運営協議会の人選の準備を行う。

【平成28年度】

ア モデル校において、学校運営協議会の人選を行う。

イ モデル校運営協議会を開催する。

- ・ 運営協議会委員への趣旨，役割の説明（教育委員会事務局）
- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針の承認
- ・ 学校・家庭・地域が教育活動へ参画するための体制作り

ウ 教育委員会事務局による先進地視察，関係研修会へ参加する。

エ モデル校への取組状況を把握し，指導・助言する。

(3) 期待される効果と今後の展望

コミュニティ・スクールモデル校において、以下の効果を期待する。

- 子どもたちの学びや体験活動が充実する。
- 地域人材を活用した教育活動が充実し，個に応じた学習指導ができる。
- 地域の協力により，教職員が子どもと向き合う時間が確保される。
- 学校・家庭・地域の信頼関係が深められる。等

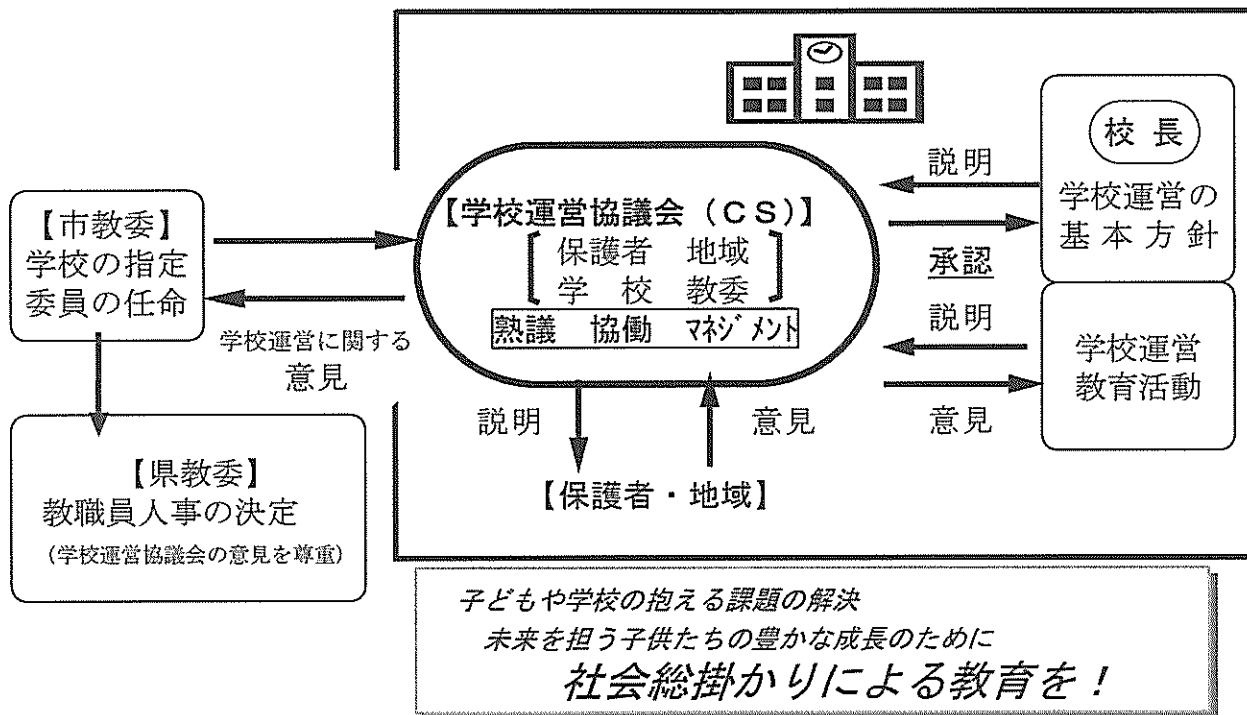
今後、制度の広報・周知，平成28年度のモデル校3校の効果の検証，モデル校の拡充を目指していく。

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」について

1 コミュニティ・スクール（以下CS）とは

CSとは、学校運営協議会を設置している学校を指し、主に、次のような役割があります。（「地教行法」第47条の5）

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。



2 これからの見通し

(1) 「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議 平成27年3月」より

V 今後の学校運営協議会制度等の在り方(提言)

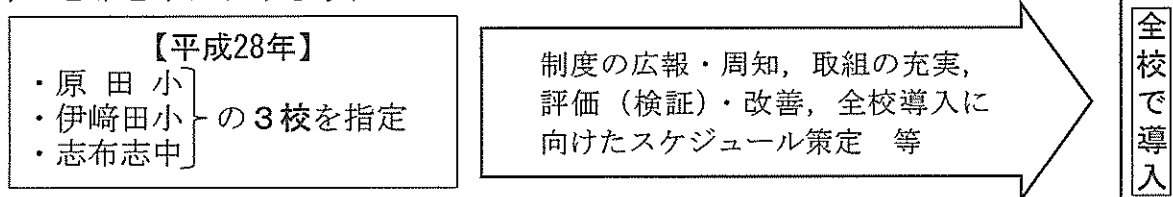
5. これからのコミュニティ・スクールの制度的位置付け

(1) 実態等の整理
(略)

(2) 検討の方向性

- 国は、制度面の改善や財政面の措置も含め、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。その際、市町村や学校の規模との関係や、小規模自治体における教育委員会との関係、学校を取り巻く地域の状況、高等学校・特別支援学校・幼稚園の扱いなども含め、様々な観点から検討を行う。また、小中一貫教育の取組をはじめ、既に多くの地域において学校間連携による取組が進んでいる状況も踏まえた検討を行う。(以下略)

(2) 志布志市における取組



確かな学力の定着に向けた取組

新規

1 小中一貫教育の研究

(1) 課題と目的

平成27年6月24日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布された。今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものである。

本市の課題である学力向上についても、小中学校が学習指導方法等の情報共有、共通実践を図っていくことが大変効果的であると考えられる。しかし、小中一貫教育の導入に当たっては、施設隣接型、施設分離型等、様々なケースが考えられ、それぞれのケースでどのような効果や課題があるのか、情報収集をする必要がある。

本市の立地条件や児童生徒の実態を把握しながら、小中一貫教育のあり方について研究を進めていく。

【本市のケース】

- 施設隣接型
 - ・ 伊崎田中校区（1小1中）
- 施設分離型
 - ・ 松山中校区（3小1中）
 - ・ 志布志中校区（6小1中）
 - ・ 有明中校区（2小1中）
 - ・ 宇都中校区（4小1中）

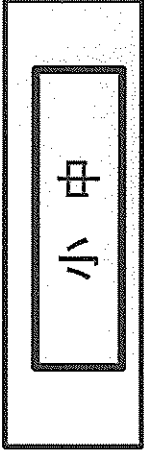
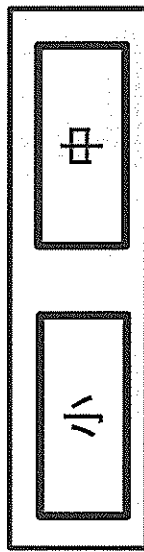
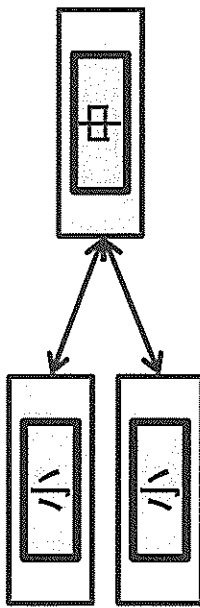
(2) 内容

- ア 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の周知
- イ 先進地の状況把握
 - ・ 小中一貫教育フォーラムへの参加
 - ・ 先進地視察の実施
- ウ 各小・中学校区における、小中連携の強化
 - ・ 乗り入れ授業
 - ・ 中学校区における連携協議会の充実
 - ・ 児童生徒の交流
 - ・ 相互授業参観
- エ 小中一貫教育導入の可能性の検討

(3) 期待される効果と今後の展望

小中一貫教育について、情報収集することで、導入について適切な判断ができると考えられる。今後、コミュニティ・スクールと並行した導入についても研究し、導入の在り方について明らかにする。

参考：小中一貫教育における校舎設置の分類及び二つの類型

区分	校舎配置イメージ	義務教育学校 (今年度より学校教育法で措置)	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
施設一体型	 <p>全部一体的に設置(同一敷地)</p>	<p>【修業年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保) <p>【教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間への入れ替え・移行) <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人の校長 ・ 一つの教職員組織 ・ 教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) 	<p>【修業年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校と同じ <p>【教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ) <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校ごとに校長 ・ 学校ごとに教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) ・ 教員は各学校種に対応した免許を保有
施設隣接型	 <p>別々に設置(同一または隣接敷地)</p> <p>【本市における想定ケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊崎田中学校区(1小1中 122人) 		
施設分離型	 <p>別々に設置(隣接していない異なる敷地)</p> <p>【本市における想定ケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松山中学校区 (3小1中 314人) ・ 志布志中学校区 (6小1中 1,302人) ・ 有明中学校区 (2小1中 422人) ・ 宇都中学校区 (4小1中 422人) 		